

獄政論

木

特別  
14  
1919  
759



一人再毛  
之れを怪  
まざるを  
とん

第七講

監獄維持法

罪因勞役法既論じ了はり他の論要筆を移す先ち本  
 一附論せざる可らざる者有り即ち監獄維持法此れなり  
 凡そ何れの國に於ても監獄維持の經費は一般良民に課  
 するを常とて顧ふべき是れ果して正道なる乎例へば此の罪  
 を犯すの人有りて十年の禁錮を蒙り之れを爲め固費一  
 千圓を要し政府は之れを正直なる人の富と生計の資より  
 徴収する所らば彼れ社會に悪業を爲して却て十年間其養  
 存を受けぬは其安寧を害せられて尚ほ之を養給す是れ豈

一此は計を要するの

老人は其の怪しむべきものを怪  
まざる由ありしを請ふ  
試みる思へ今出るべき

正道と謂ふことを得んや然る可如きは人民の心將さ  
謂はんとい吾人の財産は吾人辛苦の結果なり慶慶と雖も  
も失ふ可らば若し然らして他の代惠者の為め失ふ所  
らは吾人を寧ろ代惠者を學ぶの優る若かばと良民の斯  
く云ふも又謂はれあきよ何らするあり蓋し前章教に比喩  
する如く罪惡は精神上の病患なり而して刑罰は尚ほ之  
れを医治するの法也困困は恰も病院の如し今夫れ患  
者あり自ら醸したる疾病の為め病院に入り其治療を受け  
て而かも其費用を他人に課し已れ憂も共らざるの理あり  
可けんや之れと左一理より罪因の政府に蒙むらじむる

所の獄費は彼れ自ら難儀の責に任せざる可らざるなり然  
れとも凡そ社會の事は錯綜極まりなく只た一條の理論を  
以て纏し難きと事からす凡そ法禁に觸れ罪をたす者如  
きの徒は多くは無資無産の者なれば之れは強て獄費を  
難しめんとするも為難しき事と云ふ所は正しく又た  
困徒にして財産に富み徴収に應ずるの資力を有すと為す  
も貧富は人より由りて相違ある者なれば困徒一般に等一の  
徴収を為し得可らざるや明なり是れ必竟政府が獄費を良  
民に課する所以なりと云ふも既に正道に何らざる以上ハ  
須らく適宜の方法を設け不正の課税を排斥し良民を

為め又些少の負擔たも蒙むらしめざる事と在國すへし  
然らざるも其負擔をして可成輕あらしむるの計なかる可  
らざるなり且水即ち勞役法の由て起る所以にして勞役の  
主旨は只囚徒の産業を授け免の後之水か自主自營の  
道を知らしむるのみあらば又た國費をして國費の外も立  
たしむるも在るあり故に監獄維持法は勞役法と離る可ら  
ざるの關節を有し若くも勞役の法にして宜しきを導は維  
持の法又た自ら立つとを得へし此の既以前章も於て勞  
役法を討究し全が信する所にして果して実行するを得は  
國國も亦た國費外も獨立するを得へしと信すも且或は

利説  
此の既以前章も於て勞  
役法を討究し全が信する所にして果して実行するを得は

此の或は一  
種の説評を  
両問題の関  
係を述べし  
即ち

又た勞役法を以て一方は利益を旨とし一方は感化を  
主とするときは遂に矛盾撞着を来し二主而立すへあらば  
その結果を来すと疑ふ者なきを保せず故に為め一言  
せざる可らざるなり抑も感化と利益とは相容れざるの性  
質を有する者の如くなりと虽も其實極めて密着の攻撃を  
有する者にして勞役の法甚だ不經濟なる以上は到底感化  
上も於ても有害なるを免れざるなり蓋し勞役の不經濟な  
る所以は必らば囚徒の産業を教ゆるの道其当を得ざる  
ら獎勵其法を失するに差くは囚徒の品資を遠せざるの作  
業を諱し隨て其業を敷せざる事と由らば人ば何ら以而し

此の既以前章も於て勞  
役法を討究し全が信する所にして果して実行するを得は

て如斯の事情は皆な感化と矛盾背馳せるものと云ふは反して囚徒の勞役甚た利益ありとせよ是れ其原由何れに在り乎  
る也又或は勞業を教ゆるの道及び獎勵の法其恒しきを得  
囚徒其業を熟達したる上より亦ほ作業上緊要なる勉強と  
勵精との結果を在らざるなきを得んや而して此等の事情  
は皆な其感化の旨と甚て矛盾する所なきなり果して然ら  
は利益と感化とは密接相離る可らざる間節を有する事と  
知るべきなり相容れざる者も非ざる事と云ふべし  
或は又彼を爲して謂ふ者有りんや凡そ囚徒ハ其邪心の矯  
正改良を爲しは直ちに釈免を受くる者なれば常に感化

直接に關係するの事も致々として是れ日も是らざるの情  
あり能はず何の違つての感化に間接の事も及ばんやと  
是れ獄費の如何を觀念せし専ら感化の効を挙げんとする  
者にして極めて捷徑に由る者の如しと虽とも其實却て短  
らざる者有り蓋し感化の効は獨り金を以て買ひ得る事  
なり者ありんや偏へて待遇の如何に由るものあり  
今來れ獄舎の制にして其經費一は囚徒自ら之れを支拂  
するの方法なれば待遇の法も亦た自主の法に處ひ固圉一  
般の風儀質素節儉を主と爲るに至るは其勢なりと云ふ  
を以て囚徒も之れを代せられ自然放蕩の風を脱すべし又

た勞役を以て獄費を償ふ經濟法の下に立ては囚徒も自然  
官業上必要なる經濟法を知るの理なり要するは囚徒自ら  
獄費を支辨するの法に感化上却て捷徑なりと謂はする可  
らば今夫れ囚徒を囹圄に拘束せしめ獄費を支辨するの責  
を負せしめれば<sup>之の</sup>愷々<sup>と</sup>然<sup>と</sup>も<sup>も</sup>數<sup>も</sup>籠<sup>籠</sup>せしめれば<sup>中</sup>飲食<sup>を</sup>食<sup>食</sup>ほ<sup>ほ</sup>る<sup>る</sup>一  
般なり人又は彼れを心状果して如何あるべき豈に禽獸の  
類に<sup>屬</sup>らざらんとするも得可けんや夫れも<sup>も</sup>反<sup>反</sup>し<sup>し</sup>無<sup>無</sup>知<sup>知</sup>無<sup>無</sup>識<sup>識</sup>  
の徒を馬するも<sup>も</sup>獨立<sup>獨立</sup>人民<sup>人民</sup>に<sup>に</sup>睦<sup>睦</sup>む<sup>む</sup>と<sup>と</sup>左<sup>左</sup>一の法<sup>法</sup>を以て<sup>以て</sup>去<sup>去</sup>物<sup>物</sup>  
束の間も亦ほ自由人民が當るべき<sup>も</sup>責任<sup>責任</sup>を<sup>を</sup>忘<sup>忘</sup>却<sup>却</sup>せ  
去<sup>去</sup>め<sup>め</sup>て<sup>て</sup>罪<sup>罪</sup>犯<sup>犯</sup>を<sup>を</sup>醸<sup>醸</sup>し<sup>し</sup>遂<sup>遂</sup>に<sup>に</sup>經<sup>經</sup>費<sup>費</sup>を<sup>を</sup>政<sup>政</sup>府<sup>府</sup>に<sup>に</sup>煩<sup>煩</sup>は<sup>は</sup>す<sup>す</sup>に<sup>に</sup>至<sup>至</sup>り<sup>り</sup>た<sup>た</sup>る

石河製十

も自ら之れを為せるあり自ら之れを補償するの責に任せ  
たる可らばと心得れば彼れ無智無識なるも如何んぞ終  
に良民に復歸せざらんや  
之を要するは監獄經濟法は平常社會の經濟法と同一あら  
しめざる可らばなり是れた、囚徒の感化上必要なる  
のみならず又た監獄を維持するに已む可らざる所なり  
の囚徒の製作に係るは其實際に價格ありと否と論な  
く之れを<sup>之</sup>廉<sup>廉</sup>賣<sup>賣</sup>する<sup>る</sup>は<sup>は</sup>如<sup>如</sup>き<sup>き</sup>一<sup>一</sup>種<sup>種</sup>の<sup>の</sup>習<sup>習</sup>慣<sup>慣</sup>は<sup>は</sup>只<sup>只</sup>た<sup>た</sup>一<sup>一</sup>獄<sup>獄</sup>舎<sup>舎</sup>の<sup>の</sup>収<sup>収</sup>入<sup>入</sup>  
を<sup>を</sup>減<sup>減</sup>殺<sup>殺</sup>する<sup>る</sup>のみならず<sup>も</sup>又<sup>又</sup>以<sup>以</sup>て<sup>て</sup>良<sup>良</sup>民<sup>民</sup>の<sup>の</sup>勞<sup>勞</sup>役<sup>役</sup>を<sup>を</sup>壓<sup>壓</sup>倒<sup>倒</sup>する<sup>る</sup>の<sup>の</sup>弊<sup>弊</sup>  
去<sup>去</sup>きを<sup>を</sup>得<sup>得</sup>ば<sup>ば</sup>余<sup>余</sup>は<sup>は</sup>故<sup>故</sup>に<sup>に</sup>徒<sup>徒</sup>ら<sup>ら</sup>は<sup>は</sup>之<sup>之</sup>れ<sup>れ</sup>を<sup>を</sup>廉<sup>廉</sup>賣<sup>賣</sup>する<sup>る</sup>を<sup>を</sup>急<sup>急</sup>せ<sup>せ</sup>ば<sup>ば</sup>宜<sup>宜</sup>し

然

造人の事業  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する

普通の経済法は基き之れを廉賣して尚ほ利益ありと  
思考するときは須り之れを廉賣すべし然らざると  
まじい便宜の價格を定めて之れを售賣し監獄維持するの  
料を充つべき也

正の論者は動かし難きは並獄経済と尋常社會の経済とは異  
ならざる可らざるか如く思ひ做る因徒製作の物品を廉賣  
するときは他の同業者を壓するが故に正道はあらに因徒  
を以て社會と競争せしむ可らざる云ふものあり若し夫れ  
政府として因徒に供ふるに飲食を以てし而して憂も之れ  
を價は志むるべし之れを製造品賣上への収入に繼て政府の

石河

其の  
供  
無  
代  
供  
無  
代

造人の事業  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する  
を競争する

競争は帰せんまは是れ競争ハ不正なるべし然れども政府  
にして是れを工業を自ら私しせば世間の経済法は本  
つき所依る要する諸般の費用を因徒に轉せしめ然る上は  
尚ほ利益ある時は之れを因徒に轉せしめ然る上は  
競争豈に不正なりと謂ふべし之れを得んや蓋し既に論す  
る如く勞役は主刑にあらざれば囚徒ハ罪を犯したる者  
ありと雖も尚ほ主刑に拘りて不勤怠なきの所為は全く  
其自由を屬す良民と勞役を競ふに何の不可らざるや只  
たに不可なきのみならず凡そ人罪を犯して遂に囚徒に  
る者は正業を知らざる可き若くは之れを知るも良民と競争

囚徒の有り

其の  
供  
無  
代  
供  
無  
代

其の  
供  
無  
代  
供  
無  
代

なり監獄の興  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆  
の事類と室隆

大に國民を  
立論し全を  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯  
の職人を矯

する事能はざるに由らざるはなし去れば社會と勞働の  
競争を考へ、最も囚徒を取りて必要のあとあるのみなら  
以て實に又た社會の切望して措かざる所なり

然れども到る囚徒の勞役を以て獄費を償ふは是らざる場  
合に處するの法を講せずんば維持論未だ全くと云ふ可ら  
ざる也獄費支辨の法は國制を同一せしむると云ふ概する

は國庫金より支出すると地方税より支出するとの兩法は  
追きさるる如し而して兩法何れを便なりとする乎の問題  
に至りては諸説紛々たりと云ふも余は断して第一法即ち  
國庫より支出するの法を取らんとするなり今第二法の弊

害を擧ぐれば凡四あり

- 第一 罪囚待遇上より不公平を生ず
  - 第二 罪囚感化の实效を擧ぐる能はば
  - 第三 獄事の改良進歩を妨ぐ
  - 第四 罪囚分配上より不均を生じ
- 第一何を以て罪囚待遇上より不公平を生じと云ふ乎蓋し地  
方税の性質たる事と地方の情況其人民の實際を照して徴  
収するものなれば地を依りて異なり時を依りて同一あら  
ざるなり今獄費を地方税より支出する場合に於ては甲  
地の監獄は經費に餘裕を告げ乙地の監獄は甚だ乏を告ぐ

は本心



と競争する  
の権あるを  
を領知した

英國は一千  
八百七十七  
年の法律を  
以て監獄の  
経済を中央  
政府の所轄  
とせり而  
不便を訴  
て止まら  
しむる同  
國人民は  
有る保守  
の性質は

蓋し獄事は  
極めて遠  
の事業  
を經る  
の成跡を見  
る能はざる

別る者  
由ある  
らざるなり

るの相違ふ事能はに而して経費饒乏の差違は直ち獄制  
の影響を及ぼす獄費餘裕あるの地獄制極めて整備志監  
獄の構造より囚徒に支給する衣服飲食其他の事を早  
て皆な深く注意を用ひ儼然未明國の獄制を挽き直すと  
を厚へしと雖も獄費餘乏の地は於ける監獄に在りては  
垂野の陋習之れを改めんとすも得て依然旧弊を保持せ  
ざるを得ざる如斯く獄費餘裕あるの監獄に入ると  
罪徒は幸を得て否らざるの監獄に入るものは不幸を蒙る  
らざるを得ざる一國の罪人として待遇に差別あり  
觀豈公平と云ふ事を得んや凡て刑罰に貴むべきは其

不測十

惟實の善悪如何よりは寧ろ其の公平あるに在り獄費  
を地方税に仰かんとすれば勢ひ其の原則に背かざるを得  
ずるなり是れ即ち庫支辨を可とするの第一の理由なりと  
第三何を以て第二法は罪囚感化の实效を擧ぐる能はに  
云ふ事凡そ囚徒を感化する如き、所謂ゆる静止的の事  
業にして其成績は定めて見はる、者なり故に  
尚くも一旦感化懲戒の機關を設くる時は容易に之れを更  
更す可らざる然らばして未だ其實績を現はさざるは早  
く之れを變更する如き事とあらんは只其機關を無  
用と歸する事あるのみあらば囚徒は常に守る所を知ら

蓋し獄事は  
極めて遠  
の事業  
を經る  
の成跡を見  
る能はざる

以感化を蒙るるに違あらさう人とは然り而して地方税の  
 如き税額一定せざる者より獄費を仰く時は朝に獄費の増  
 額を得て感化の機関を具ふれば夕へは減額せられて俄然  
 之れを廢せざるを得ざるに思ふべし如斯くして有以て能  
 く囚徒の感化を全ふするを得んや是れ獄費の支出を税額  
 帝に定まらざる地方税に仰く可らばして変動最も少れな  
 る國税に仰くを可とする第二の理由なり第三何を以て第  
 二法は獄事の改良進歩を妨くと云ふ事改まらば地方  
 税額は帝に一定せざるものなれば隨て監獄事業に撻撻を  
 よへ漸くは着手し漸くは伸張したる事業も一朝地方議會

石河 十

前項より  
 の如く  
 監獄の改良  
 獄事の改良  
 監獄の改良  
 獄事の改良

の議決より税額の減省を遭ふ時は處か其業を廢止す  
 るに若くは之を収縮せざる可らざるに至るは監獄の當  
 局者ハ帝に安んじて獄事の改良に任ずる能はば戦々競々  
 只た一時を苟且するの外ある可らざるに抑も何等の事  
 業と事とし之れを改良せんとするに其道偏へば多くの  
 資金を投ずるに限らば資金饒多ならざるも其供給の類帝  
 に変動な人々は是れ又前途経営の心算を豫定するの便を  
 與ふる者にして其安心は實に事業改良に欠く可らざる也  
 たりといふ是れ又変動極まりある地方税を以て獄費を支  
 辨せんよりは変動少ある國税を以て支辨するを好む

監獄の改良  
 獄事の改良  
 監獄の改良  
 獄事の改良

み後事として  
能なり戦  
はたつ三九  
一時を希望  
するの計を  
立すの外な  
らざる

とする所以なり第四何を以て第二法は罪囚の処置上は不平  
均を生じと云ふ事蓋し第一項に述べたる如く刑罰の相違  
を生じ以上は情として監獄不整備の地は罪を犯さる人  
よりは寧ろ其整備の所に到りて犯罪するの優るを擇むは  
必然の勢として重野の獄制を存する所は固圉空しく文明  
寛和の獄制を採用する所は固圉餘地を看するに至るへし  
出小豈は地方に對し公平を失はるの甚しきものにあらず  
や若し夫れ如斯人は結局獄制を改良するは犯人を増し獄  
費を多くする所以あるを以て各監獄は寧ろ其の改良を怠  
まの優るを擇ぶに至るべし要は各地方の實状を照ら

石河 十

と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ  
と云ふ

て獄費を増減するは甚た便宜の法の如しと雖も其法  
單の變動して可あるの事業は要は經費を辨するに用ゆ  
べきのみ獄事の如き優りも變動す可らざる事業の經費を  
辨するに用ゆ可らざるなり

ん

百(在)監(人)教(女)不  
日(負)監(人)教(女)不  
在(入)監(人)教(女)不  
五(十)人(以)上(に)  
の(監)獄(に)  
は(又)學(校)に  
入(在)校(に)  
は(又)學(校)に  
入(在)校(に)  
は(又)學(校)に  
入(在)校(に)

第二章

監獄教育論

罪徒は正業を教へて感化の效を擧る所以は既に前章に  
詳ふなりと虽とも軍<sup>犯罪の重</sup>無<sup>無職</sup>職業のみ犯罪の原因<sup>原因</sup>はありは  
識無學も亦た犯罪の一大原因なれば、は監獄教育の要  
を論述せし

了の故も人ハ

夫れ罪徒を教育するの要は其の知識を養育するに在り必  
らば一も書を教<sup>字</sup>習はせむるを以て教育の法と爲し  
ありばと虽とも凡そ罪<sup>罪</sup>徒を犯す者の如きは眼<sup>丁</sup>字<sup>字</sup>  
者<sup>者</sup>皆<sup>皆</sup>然<sup>然</sup>ら<sup>ら</sup>ず<sup>ず</sup>を以て教育の階梯として先づ  
書を讀み字を習はせむる可らば然り而して如斯初歩よ

國々の欠  
其の欠



の三級は分  
 つて教員に  
 第一級は書  
 筆記を修む  
 上等を修む  
 若者を修む  
 第二級は書  
 筆記を修む  
 下等を修む  
 若者を修む  
 第三級は書  
 筆記を修む  
 以上各級を  
 若者は土曜  
 日を降之の  
 毎降之の  
 出降之の  
 一月一時間  
 教授の外  
 三級の外

へし且つ又た學力如斯の域に達するときは人生必要の諸  
 學術多々且つ廣ろしと雖も其大綱に至りては之れも通  
 する甚た難事あらばして其力能く重大の疑問を解き復  
 實の濛霧を披らき真確なる正理を見る處を得べし而  
 て一旦罪徒放赦の後には改令の職業に暇なく瑣細の事件は  
 一々討究する能はざるも最も其身に緊切なる大事件の起  
 るに當りては自ら之れを審察熟考して其の利害を曉り得  
 べきなり而して皆な是れ書を讀み字を習ふに由りて生じ  
 るの結果なれば如斯初步の課業を抛ち之れを一概に無益  
 なりと云ふ可らざるなり

高等科を設  
 け専ら上等  
 の教育を受  
 けたる者の  
 考めを備ひ  
 一週三回出  
 席せしむ  
 獄司は犯則  
 者を暫時禁  
 禁するを得  
 又た授業中  
 不行状の者  
 ありときは  
 教師は直ち  
 其情状を  
 其情状を  
 其情状を  
 其情状を

然りと雖も護書を以て智育の格梯と為さんとするに一  
 事の辨せざる可らざる者あり即ち如何なる科目を設くる  
 を好しとする其の固題ありと以蓋し罪徒の知識を用  
 養するの目的は其の道德心を煥起し良民に復帰するを主  
 とし以之罪囚教育の課目を設くるに道德修身に關する者  
 に限れば他は嚴に之れを禁はる者なきあらば是れ一往の理  
 なきにあらざると雖も亦た甚た偏頗ある教育法と云はざ  
 る可らば抑も道德は極めて高尚ある心意の作用を云ふ者  
 あれども必竟するに只た巧みは世に處するの道を云ふに  
 過ぎぬ(此は事なり)而して巧みは世に處せん

六個を毎  
名を成績  
し其の  
因に直  
事務を  
事人共  
典後教  
勤師を  
はたす  
は司の  
教免の  
し勤強  
る書藉  
り大と  
出と在  
得す

とするは知識を啓発するは外ならんして知識啓発せば  
自ら道徳を達するを得べし然れども知識啓発に自ら順序  
あり次第あり若くも順序を履まば次第を達して直ち  
み高尚なる域に達せんとするも浮人なれば道徳修身の教  
は極めて深遠高尚の理論を根柢する者にして其の一隅は  
田夫野人も説示するを得ると虽とも是れ只た某の事を  
為すべし某の事を為すべしと説くは固き寸るのみ今夫  
れ罪徳を説くは如斯簡一の事を以てして是れりとせば敢  
て教へ難きとあらばと虽とも如斯き命令の教は其の理心  
を諱解せしめたるもあらば故に或は一時之れを服膺せし

学校の科目  
道徳学  
素徳学  
習字  
教書  
文典  
歴史  
地理  
算術  
理科  
国語  
英語  
音楽  
美術  
体育  
衛生  
労働  
生活  
社会  
自然  
理科  
算術  
地理  
歴史  
国語  
英語  
音楽  
美術  
体育  
衛生  
労働  
生活  
社会  
自然

あるとを得べきも是れ久し之れを保たせむるは能  
はするなり以て道徳修身の教を授け真に罪徳をして會得  
せしめんとは先づ之れを教ゆるは何等の課目も限らば最  
も罪徳の心に入り易き者を以てせざる可らば是れ全に監  
獄教育の課目を専ら道徳修身に限るを非と見る所以よし  
て今は寧ろ道徳修身の因縁なき諸学科を設けて罪徳を學  
ばせむるの却て優るを知る者なり如何となれば既に云ふ  
如く道徳の教養は理想の開展に起り理想の開展は必ず  
し道徳の学科に限らざるのみならず却て學は後者の  
嗜好を達したる學科に就て容易に得らるべきを以てなり

自監室内を設け、  
礼拝堂を設け、  
置き、  
邦の事柄を  
とらむ事柄を  
とらむ事柄を  
とらむ事柄を  
とらむ事柄を  
とらむ事柄を

之れを要するに監獄教育は設くるの譯目は世阿字校の所  
為の<sup>科</sup>倣ふべし其の用ゆる所の典籍の如きは亦これを自由と

罪徒の擯む所は任をばしと云ふは在り

論じては、至れば勢ひ宗教の事は度し多少の辯證を費

さるを得ば債、各國の獄制を看るに大概宗教上の教誨

を以て感化の一大機關となし以て罪徒の福心を牽引せん

と期望せざるはなし蓋し宗教上の感化は其効なきにあら

ばと雖とも其の効力の有無厚薄は時と處とより異なる

又た宗教有勢なるの地は於ける監獄は於ては用て以て罪

自佛典の  
教の  
師の  
海の  
敬の

徒を感化するの機關となはるを得可しと雖とも宗教の無勢  
力なる場合は用ゆるに於ては專ら其の効力あるを見ざる  
べし且つ余の信する所を以てすれば宗教は實際に如何に  
感化の効力を有するも之れを獄裡一般の罪徒を感化する  
機械に用ゆるは甚だ不適当なりと思ふなり抑々世間善惡  
混處する人民中在りては人皆各異殊の性質を具ひ萬人  
の精神萬狀なるに故に一々之れを辨別して其の異なる所  
に應じ處當の手段を施し得べきにあらば故に廣漠たる教  
法の勸戒を用ゆると止むを得ばと雖とも罪囚の如きは  
略し利然と種類を分ち性質を辨し得べき者なるの故に之





跡及び裁判  
前後の意見  
三入並の降  
刑罰及び教  
本犯を授由  
所業及び前  
行状及強盜  
司過失は強  
其他の職務  
其の職務上  
認められた  
往の行状を  
所持の帳

る佛國の鴻儒馬ハシヤルが各國吞噬の有様を盜賊の所業  
と喩ひて論したる小呂文中云へるあり曰く今も、一  
の盜賊あり内強悍なる者一夜富豪の家を襲ふて巨萬の財  
貨を竊取し其の群は凱旋せりとせよ此の場合に於ては其  
の匪徒は對するに二様の公論あるべし即ち侵奪を蒙むり  
たる一家とその比隣は勿論苟くも之れを耳にする者は誰  
れり其非を憎み其惡を鳴らさざる者あらんや直接に損  
を蒙むりたる者と間接に恐嚇されたる者との間を於ける  
輿論は一は盜賊を憎むの輿論あり若し夫れ社會の輿論に  
して到る處如斯く痛切ならんとは盜賊は其身を置之の餘

の記載し  
司と評し  
行状簿を  
録す

ステパン  
曰く凡そ  
内學校を  
く出るの  
は出をす  
そのをす  
子學を領  
教育を領  
せしむる  
主旨を以  
也丁年四  
知年四と  
あり暗記  
傳く暗記

地ありけるべし然れども尚ほ他は一種の輿論あり即ち一  
且盜賊の其群を帰るや群賊は其の奪取したる獲物の多き  
と驚いて其の大膽なると其の竊盜の術を長すると云ふ  
し賞揚措かに推して頭領の坐を上げ呼ぶて親分と云へ  
尊榮鬼神の如くをるに於て盜賊は賞賛の輿論喧しき心  
を奪はれ頓みは社會諷刺の輿論墨々たるを忘れ其の匪業  
を悔ひざるのみならん却て自ら之れを誇りて益々其惡を  
増長するに至る云々と今獄裡の實際を看るに幾人との  
と同一ある者あり抑も罪徒を法網を脱れて未だ囹圄に入  
らざるの間は、諷刺四方より集まり寸刻も安んじて寢食す

賜を以て尋  
常普通の教  
用ひざるを  
要に然るを  
教師の内或  
は下年同を  
教育する同  
幼年同若  
あり行ふ大  
其の除る際  
を知らず除  
を由り除る  
教師は所お  
小と師は不  
み教師は不

るを得じと虽とも其一旦囹圄に入るや馬氏の言を以て云  
ひは恰かも盜賊の群を掃りたると一般世間の譏刺は初め  
て身近に至らに却て彼の盜賊間を行はる、一種の輿論出  
、よ於ても行はれ大通無道の履歴ある者は自ら梟の仰ぐ  
所となり姦黠猛獍の徒専ら勢力を占め夫の短刑期の罪徒  
若くは改悛の状ある者の如きは常に他の嘲笑する所たる  
を免れに智識道德の獄裡を擯斥せらる、も職として之れ  
よ由らるんは阿らに知り而して如斯兇悪人の勢力を強大  
あら去むる者は何ぞや豈よ學問知識を以て罪徒品質の優  
劣を判つの準度となさ、るよ此由らさらんや今若し獄

事よ長りた  
了人よりた  
實隆の  
街人長りた  
理人長りた  
校より人長りた  
すより人長りた  
字より人長りた  
待たは隆  
七待たは隆  
との術隆  
と云ふ隆  
河ある隆  
流ある隆  
了人長りた  
る人長りた  
る人長りた  
學生長りた

内設くるよ罪囚を教育するの法を以てし其の學問智識の  
優劣を以て罪徒よ等級を立て其の高級の者を擢ち、之れ  
よ興ふるよ他を督するの権を以て在る等級へて教育よ非  
常の價値を附するに於ては薰風忽ち獄舎よ充滿し先きは  
智識あり學問あるも一般の壓抑よ制せられて其の光を籠  
したる若も今や充分よ其素を露はし以て非道の壓抑よ抗  
するよとを得べく短期の囚は世間普通の理よより獄中  
當さよ好地位を占むべく又た長期の者よ執する勢力を有  
するよ至るべし而して事よ、よ至らば夫の極めて猛烈の  
竊盜よして従来其の非道の履歴を以て勢力を有せる若も

其の知識を磨くは最早勢力を保つ能はする  
至るべし斯く知識を準度とするは由り短刑期の者長刑期  
の者を制する事と成るは於ては獄程初めて世間は善通  
ある徳魁の理行はるべく如斯く知識を主とするは自  
然に學業を鼓舞する事と成るは如斯くして罪徒感化の  
効を奏せさらんとする也豈に得ん哉

司獄司とは  
左の官吏を  
一典獄  
一副典獄  
一説教師  
一副説教師  
一醫師  
一副醫師  
一事務監督  
一書記  
一看守長  
一看守  
獄司は道義  
為則經濟工  
務等事は事  
務全体の統

第九章 司獄官吏を論ず

牛羊を牧する豈に只た其の逃逸を防守するのみならずや  
嘗て牧畜の法を學ばば獸類の性を究めざる者も蕃殖飼養  
の事を委ぬる者あらば人其の要あるを笑ふべし患者を看  
護する豈に只た其病瘳を待して湯藥を執るのみならずや  
嘗て人體の構造作用を辯せし攝生病理の何たるを知らざ  
る者も瘵瘵の事を托し寒熱の測度飲食の加減病状の変更  
を視察せしむる者あらば人其の危殆なるを驚くべし専門  
の局は当らざるも専門の人を要する事と天下豈に唯た  
此の二者に限らんや囚獄を管理する者の如きも亦た此の

行及び物品  
運搬の方法  
を熟知する  
を要し其の  
躬自ら監視  
の才當り  
の才能あり  
て且つ正直  
偏頗の意思  
なく行状最  
も嚴格正勇  
なる人を要  
す  
善典を奉  
くると別  
才學を識  
す規則を  
しと馬と  
多年監視  
官

専門の事は熟達するものならざる可らざる也抑々罪徒は  
社會の大悪人と称し天下の人皆な之れを避視し憎惡の  
極之れを接するすら快いとせざる所の者なり是を以て  
従来之れを管掌するの官職も自ら人の賤む所となり  
一般は司獄官吏と相違するを庸とせざるも是れ  
一は道理なき感情より来りたるものなれども又た獄吏  
其人を汚せりしは由りずんばあり蓋し従前の獄吏を見  
るに概ね無知無學偏へり残忍酷薄を事とし憂へ人情を辨  
知せざる者皆々皆々ありしを以て呼ぶ如く劣等  
の人を擧げて神の患者を看護するの重任は当らざる也

石河

其の時  
公衆  
の如く  
なり

を奉  
獄事  
を奉  
を奉  
を奉

も亦た甚しあらむや然りと虽とも刑罰の目的未だ定まら  
ぬ監獄の原理未だ明らぬならん罪囚を見るはと愴然も大馬  
の如くし只管苛責鞭撻を施せば監獄の目的是れりとなせ  
る當時に於ては獄司の如くなりしも亦た理を明かすに足  
らぬ只た監獄の目的は徒らに罪徒を苦責懲罰するにあら  
ぬ之れを感化矯正するにありとの理晰然たるに至りたる  
今日に於ては司獄官吏大に其人を撰ばざる可らざる也試  
みよ今の監獄管掌の局に當る者を見よ必らばしむ人心の  
実理を辨し罪者の心情を知り実隆獄事を経験ある者なる  
手朝子刀筆牙籌に任じたる者々々を擧げられて獄舎管掌

の局に任するものなり昨日錠砲を手にせし者今は翻つて  
化育董陶の局に當る者何れ其の人を擧はさるの甚しき恠  
あり獄舎管掌の事筆は何人委するも決して障碍なき若  
と為に如きの觀あり嗚呼早昔獄司の擧擯を為し若くは  
とも畜人む獸類の性を知らさる者牛馬の管理を托する  
事とを為し若くは人何ぞ人類に於て獨り其情を同ふせ  
さるや顧ふは是れ數百年來因襲せる故慣旧想の未だ全く  
腦裡を脱せざる由歟

石河

之れは局に當る者宜しく適當の品質を具ひ旧來の汚名を  
一洗し以て世間誹謗の外に立する可らば夫れ陳往の如く  
獄司の職にして偏へば罪徒を責するに止まらば獄司は  
設令ひ世間の誹謗を免れざる也我は可ならん而れども獄  
司の職は罪徒を教むるも各譽ある正業を以てするの今日  
に於ては誨導者たる獄司先づ世上の榮譽を博せしめて  
ならんや請ふ試みず看よ先きよ呵責の鞭を執りたる獄司  
は今や藝業を教導する機械を握らざる可らざるの人とな  
りたるはあらんや先きよ叱咤罪徒を罵りたる獄司の聲は  
今や殺して誨書を教ゆる為め用ひざる可らざるに到りた

△(待見) 罪囚の事 法の最早 何時の如く

八時

困

るありにや刻薄殘忍罪徒をして仰き見る事と能はさら  
去めたる獄吏の風本は今や温良恭謙罪徒をして仰き慕を  
しめざる可らざる事と、<sup>な</sup>たるありにや鳴呼罪徒待遇  
の法は既<sup>昔</sup>旧日の如くならに之れ可局<sup>も</sup>当るもの獨り旧  
態依然不適當の品質を脱せ以て極ならんや凡そ學術技  
藝其他何事<sup>も</sup>聞せむ其の研究の事項煩雜困難を加ふるに  
随<sup>て</sup>之れ<sup>も</sup>当る者の技倆亦た<sup>も</sup>さるは有<sup>る</sup>例すれば  
尚ほ<sup>も</sup>醫術の如し太古病種甚<sup>た</sup>僅<sup>く</sup>たりし時<sup>も</sup>ありては医  
法の如き<sup>も</sup>甚<sup>た</sup>粗<sup>雑</sup>の者なりしも病種益々加はり治療の  
難愈<sup>も</sup>増<sup>す</sup>は<sup>り</sup>ては<sup>も</sup>醫術<sup>も</sup>亦た一般<sup>も</sup>進歩し<sup>も</sup>醫師の品

石河

其

専<sup>ら</sup>亦た大<sup>き</sup>高<sup>き</sup>尚<sup>の</sup>域<sup>に</sup>進<sup>め</sup>り蓋<sup>し</sup>如<sup>く</sup>は<sup>も</sup>實<sup>に</sup>社會<sup>を</sup>變<sup>遷</sup>  
の理<sup>に</sup>於<sup>て</sup>當<sup>る</sup>然<sup>ら</sup>ず<sup>る</sup>を得<sup>る</sup>所<sup>な</sup>し<sup>て</sup>今<sup>も</sup>罪<sup>業</sup>と<sup>し</sup>て  
れを改良<sup>する</sup>の法<sup>を</sup>於<sup>け</sup>る<sup>も</sup>亦<sup>た</sup>又<sup>た</sup>奏<sup>達</sup>を<sup>共</sup>に<sup>せ</sup>さ<sup>る</sup>  
可<sup>ら</sup>に<sup>も</sup>近<sup>世</sup>惡<sup>業</sup>は<sup>愈</sup>々<sup>進</sup>む<sup>て</sup>惜<sup>か</sup>も<sup>一</sup>技<sup>術</sup>の<sup>形</sup>  
状<sup>を</sup>具<sup>は</sup>る<sup>も</sup>重<sup>り</sup>罪<sup>徒</sup>而<sup>も</sup>他人<sup>の</sup>財<sup>産</sup>を<sup>押</sup>奪<sup>す</sup>る<sup>の</sup>術<sup>や</sup>益<sup>を</sup>  
出<sup>て</sup>、益<sup>を</sup>奇<sup>に</sup>神<sup>出</sup>鬼<sup>没</sup>實<sup>に</sup>測<sup>り</sup>れ<sup>る</sup>もの<sup>何</sup>れ<sup>に</sup>  
の處<sup>で</sup>改良<sup>の</sup>局<sup>に</sup>當<sup>る</sup>者<sup>の</sup>困<sup>難</sup>は<sup>往</sup>日<sup>に</sup>幾<sup>倍</sup>する<sup>も</sup>の<sup>何</sup>れ<sup>に</sup>  
、<sup>其</sup>の<sup>技</sup>術<sup>罪</sup>業<sup>の</sup>奏<sup>達</sup>に<sup>比</sup>し<sup>て</sup>は<sup>も</sup>却<sup>て</sup>  
微<sup>も</sup>た<sup>る</sup>者<sup>は</sup>何<sup>ぞ</sup>や<sup>益</sup>を<sup>得</sup>る<sup>は</sup>獄<sup>吏</sup>の<sup>完</sup>善<sup>を</sup>求<sup>む</sup>る<sup>も</sup>由<sup>り</sup>  
ると<sup>も</sup>亦<sup>た</sup>之<sup>れ</sup>を<sup>執</sup>る<sup>可</sup>疑<sup>者</sup>其<sup>人</sup>を<sup>得</sup>る<sup>も</sup>由<sup>り</sup>

石河

其の

了を得たる者  
ゆすらん哉

司獄官吏の仕たるは文の如く重且つ大なる以上は之れを  
擲擲するはと実なる容易ならず今試み獄司に要する品  
資の二三を挙げん先づ才識剛柔の人にして能く人情を  
辨ひ一目して罪徒の性質を洞見するの力なる可らば蓋  
し罪業を為し者<sup>の</sup>如きは常人に比すれば多きは恰憫の資  
を具はるものにして虚を搆ふは巧み<sup>の</sup>妙人を欺之者<sup>の</sup>在  
れば苟<sup>も</sup>其<sup>の</sup>危<sup>を</sup>当る者は之れを看破し<sup>て</sup>邪惡を<sup>は</sup>律<sup>す</sup>  
めざるは非ざるよりハ之れを感化するものと亦た期<sup>す</sup>  
難<sup>し</sup>と<sup>は</sup>是れ獄司たる者<sup>は</sup>才識剛柔の人を要する所以な

み  
あ  
の  
の  
の  
の

直看守は法  
職の上を任  
脚に其を任  
免は其を任  
科は其を任  
如しは其を任  
一は其を任  
十は其を任  
十五は其を任  
二十は其を任  
二十五は其を任  
三十は其を任  
三十五は其を任  
四十は其を任  
四十五は其を任  
五十は其を任  
五十五は其を任  
六十は其を任  
六十五は其を任  
七十は其を任  
七十五は其を任  
八十は其を任  
八十五は其を任  
九十は其を任  
百は其を任

り又た獄司たる者は信切懇到罪徒をして其の風采を慕ふ  
て止まさらざるの徳なる<sup>を</sup>有<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>蓋<sup>し</sup>獄司は實に罪徒  
を<sup>は</sup>馴<sup>ら</sup>せ<sup>る</sup>は<sup>は</sup>老<sup>む</sup>る<sup>の</sup>操<sup>を</sup>範<sup>と</sup>し<sup>て</sup>終<sup>始</sup>接<sup>する</sup>所<sup>の</sup>人<sup>に</sup>して<sup>は</sup>刻  
薄<sup>な</sup>は<sup>は</sup>囚徒亦た自ら刻薄<sup>の</sup>性を養は<sup>る</sup>所<sup>の</sup>人<sup>に</sup>して<sup>は</sup>反  
し<sup>て</sup>信<sup>切</sup>懇<sup>到</sup>仁<sup>慈</sup>の人<sup>に</sup>て<sup>は</sup>其<sup>の</sup>性質自ら知ら<sup>ず</sup>て<sup>は</sup>其<sup>の</sup>風  
を<sup>は</sup>化<sup>せ</sup>する<sup>は</sup>なし<sup>し</sup>是れ獄司<sup>の</sup>信<sup>切</sup>懇<sup>到</sup>の資を要する所以なり  
又た獄司たる者は品行端正<sup>の</sup>人<sup>に</sup>して<sup>は</sup>蓋<sup>し</sup>瑕<sup>疵</sup>なき者たらざ  
る可らば蓋し罪徒等の悪習として常<sup>に</sup>人の長短是非を評  
論<sup>し</sup>る<sup>も</sup>短所を見れば一概<sup>に</sup>其人を擯斥し<sup>て</sup>然<sup>る</sup>て<sup>は</sup>其<sup>の</sup>年<sup>を</sup>  
奉<sup>せ</sup>ざるは實際<sup>に</sup>於<sup>て</sup>著<sup>し</sup>き<sup>事</sup>実<sup>な</sup>る<sup>の</sup>故<sup>に</sup>獄司たる者

二



事所持する  
 五佛託若く  
 は日耳曼夜  
 美神の大綱  
 施成の事  
 施行の工藝  
 居る  
 事  
 巨着守の選  
 は最初一年  
 向は假一奉  
 向を以て奉  
 職を以て奉  
 事を経一奉  
 及び事典  
 監の意見

は罪徒の爲め非難せらるべき瑕瑾なきの人を要するは  
 と亦た明らかかなり以上は獄司全般に要する品資の大綱を  
 挙げたる者あり若し看守以上の司獄官に要する学識上の  
 品資に到りては更らざる高尙ある者なき人は何らざるなり  
 顧ふに監獄事業の如きは全之改良に着手せざるはあら  
 すと虽とも其の改良は極めて微したるものにして此の事  
 業を喻ふるに抗ふも新たに門扉を開て十丈荒野を入るる  
 如く満眸都て雲を以て鎖し拳弄荆棘人を画せざるの景  
 況あり而して此れを開て晴明の地より赫灼たる日光  
 を通はるは目下の急務にして監獄を総監する者の務なり

石河

と云

よより本職  
 よ任に

去れば之れを爲し当るの人は既に所定まりたる者を種  
 して此れを實際に施すにありに實務を執るの向は其の方  
 術を究し監獄制度を今より改良せんとするはあり之れ  
 を爲す者豈に尋常普通の學識を具ふるのみにして是れり  
 とせんや西人曰く監獄改良の事は最も英才なる世間學者  
 の頭腦に譯はるの重視ありと監獄を總監する者も高等の  
 學識を要するものと其の一言を以て盡せりと云ふべし  
 司獄官吏の品資素とより撰まざる可らばと虽とも之れよ  
 り一層重大なる要件あり即ち司獄官吏をして獨立の位地  
 を保たせむるは之れなり夫れ司法官の獨立不羈の位地

を有するも行政官吏の掣肘を受く可らざるは世論の既  
定まる所なり而して監獄は司法権を執行するの所とし  
て其の相侵撃するの害ある虞なき事あらざるものあり  
故に之れを官吏たるもの亦た獨立の位地を有たせる可ら  
ざるものと意見を要せしめて明らかなる可し蓋し監獄官吏  
にして獨立せば行政官吏の願使を任する如く人は司法  
官吏獨立するものと事と事と其の效ある可し之れを命ずる  
は尚ほ善を執するより蓋し其意を伴らざるものと一般  
ありん夫れ司法官を獨立の位地に置くの必要あるは此は  
行政官の濫りに干渉を容れ其の許るに可らざる罪を許る

ルキイ

し重くす可らざる罪を重くする等より法律を不正に執行  
すも亦た之を在り然れども裁判官は尺た刑罰を宣告する  
者に過ぎざりて宣告以後の事は實に一任して監獄官吏の  
手ま在り若し夫れ監獄官吏として獨立の位地を有たれば行  
政官又た野心を逞去る世人とを欲せば其野心を擡ま  
よするものと蓋し易きたる可し即ち監獄官吏を願使し一た  
び裁判官の有罪と決りたる者をも竊かに放赦するを得べ  
之十年の禁錮を受けたる者も之れの出獄を欲せざる時は  
之れを二十年若しくは終身拘囚するものとを得べし何人とな  
れば監獄は一種秘密の場たるを以て如斯く行ふべし

一 等 俸 給  
二 千 八 百 七 十 五  
三 千 一 百 七 十 五  
四 千 一 百 七 十 五  
五 千 一 百 七 十 五  
六 千 一 百 七 十 五  
七 千 一 百 七 十 五  
八 千 一 百 七 十 五  
九 千 一 百 七 十 五  
十 千 一 百 七 十 五

餘の事の如く容易に世間公衆の知る所とあらざればなり  
今日あらば獄制稍々整備したるを以て去る事はあらざれ  
とて既往の事跡を顧みるに於て是の事は決して稀有な事  
に護者は我々の旧幕時代の有様を追憶すべし嗚呼如斯くは  
法官の位地單り獨立し其の宣告如何に公明なるも馬鹿で  
罪徒の權利を安固にする事を得んや是れ看守以上の司  
獄官を司法官と齊しく獨立の位地を置くに非ざるに高貴優  
俸を以てし居失ふべき以上其位地を濫りに変更す可らざ  
る所以あり必竟するに前篇論述去たる不限定期制を實  
行を以て監獄の目的を達せんは其法一にして足らぬと

石河

規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概  
規 範 大 概

且とも其の最も緊切なる者は實に司獄官の獨立出れなり  
蓋し不限定期制の如き治罪の方法たるや専ら囚徒  
の精神を固ふて行はるべき所以の者なれば罪徒の統轄を  
して一は監獄主宰の掌握を歸し苟も他人の手に取用  
せし制を以て之れを掣肘す可らざるに於て其の職權を  
干渉し若くは其の定めたる罪徒管理の方法を容喙する大  
となきを以て主旨とせざる可らざるなり實に不限定期制  
制の未だ実行せられざる所以は監督上幾多の缺點あるに  
由ると雖も其の專つたる所は司獄官の位地未だ獨立せ  
ざるに在り是れはあらざるなり顧みざるに能はざるなり

九由の八司刑官宜生刑度と云行をんが先つ司獄官

位地を有らしめんとす

の目的を達せしめ人よは極めて密着の關係を有する裁判官とし自ら令斷せし人は何らば蓋し法官は働きの外面を顯はる、又於て初めて罪を論し司獄官は専ら外を顯はれしる心神の作用を觀察するものなればなり法官は豫じめ罪徒の刑期を幾年と定むるも司獄官は罪徒の改心を證する時は何時ももし之を放赦するを得る者なればなり兩者の掌を所甚た同らば故に又た互に相獨立するにあらざれば能く其の本分を盡す事と能はざるなり

第二章 防悪法を論じ

罪徒を感化せんよりは寧ろ罪徒を宥むるの優るは若かり刑罰懲戒の具を完美ならしめ人よりは寧ろ防悪懲戒の法をかを致すの法は蓋し刑罰は社會の不徳者を除きするに思ふ已して初めて之を用ゆる者なり苟くも人向社會は罪徒を養育し尊化する也の良法ありは固より刑罰を藉るの必弊ありするなり苟も防悪法の如きは實に刑罰を有く最良法ありは蓋し不幸にして人間社會は罪惡を未だ制止するを勉めにして帝は罪の行はるを待てて之を懲戒矯正するを習とす

由を尊重す<sup>るの所為と信</sup>と考して自ら異まざるは勤するに勝ゆべし人  
やブラウクストリン曰く悪を防ぐの法は悪を罰するの法  
に勝るべしと云ふありと真なる哉余は余防悪法を講して其

論の局を結ばんとす也

抑、幼者を邪<sup>悪</sup>に誘ふの原因は二あり曰く第一其教育完  
全ならず<sup>る</sup>由なるなり<sup>第二</sup>第二は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第三</sup>第三は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第四</sup>第四は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第五</sup>第五は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第六</sup>第六は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第七</sup>第七は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第八</sup>第八は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第九</sup>第九は實は第一因より由來する者なり  
<sup>第十</sup>第十は實は第一因より由來する者なり

石河

全あると庭訓の不良あると帰せざる者<sup>何れか</sup>何れか<sup>蓋</sup>蓋  
し此等罪族の父母たる者を見るに概ね皆不善を事とし  
流連を常とし<sup>試</sup>試事より卑猥の市街に彷徨し<sup>勤</sup>勤陋の家屋に  
年計し甚た<sup>一</sup>一<sup>子</sup>子<sup>至</sup>至ては<sup>獄</sup>獄舎を以て終身の棲處となし若  
<sup>治</sup>治<sup>皆</sup>皆<sup>然</sup>然らざるは<sup>未</sup>未<sup>し</sup>し<sup>嗚</sup>嗚呼<sup>如</sup>如斯<sup>も</sup>もして其子弟たる者左  
種の悪質を<sup>浸</sup>浸<sup>潤</sup>潤せられさらん<sup>を</sup>を<sup>欲</sup>欲するも<sup>豈</sup>豈<sup>も</sup>も<sup>得</sup>得んや<sup>罪</sup>罪  
悪が教育と家訓の<sup>模</sup>模<sup>倣</sup>倣を有する者と<sup>亦</sup>亦<sup>た</sup>た<sup>あり</sup>ありと云ふべ  
し<sup>今</sup>今<sup>請</sup>請<sup>ふ</sup>統計<sup>を</sup>を<sup>徴</sup>徴し<sup>無</sup>無<sup>學</sup>學<sup>と</sup>と<sup>罪</sup>罪<sup>犯</sup>犯との<sup>同</sup>同<sup>位</sup>位する<sup>外</sup>外<sup>を</sup>を<sup>明</sup>明<sup>して</sup>して  
んと<sup>以</sup>以<sup>て</sup>て<sup>茲</sup>茲<sup>に</sup>に<sup>一</sup>一<sup>千</sup>千<sup>八</sup>八<sup>百</sup>百<sup>七</sup>七<sup>十</sup>十<sup>一</sup>一<sup>年</sup>年<sup>録</sup>録<sup>に</sup>に<sup>紐</sup>紐<sup>育</sup>育<sup>府</sup>府<sup>獄</sup>獄<sup>及</sup>及<sup>ひ</sup>ひ<sup>ブラ</sup>ブラ<sup>ウ</sup>ウ<sup>ク</sup>ク  
ら<sup>エ</sup>エ<sup>ル</sup>ル<sup>ス</sup>ス<sup>島</sup>島<sup>の</sup>の<sup>刑</sup>刑<sup>事</sup>事<sup>統</sup>統<sup>計</sup>計<sup>表</sup>表<sup>を</sup>を<sup>閲</sup>閲<sup>する</sup>するに<sup>其</sup>其<sup>関</sup>関<sup>係</sup>係<sup>する</sup>するの<sup>以</sup>以<sup>例</sup>例<sup>正</sup>正

石河

故  
02

よ左の如くあるを知る即ち一千八百七十一年より因位  
の員数五万一千四百六十六名の中能く教育を受けたる者  
僅よ一千百五十名算稱、讀書の力ある者三萬一千の八十  
八名は追き以て爾餘一萬九千一百六十名は全く眼目丁  
字者たり而して且又讀書の力ある者三万一千の八十  
ハ各ありと云ふも其実教育の程度は固より甚た劣等の者  
として彼の街衢を彷徨する児童等の能くし得るもの如き極  
めて幼稚ある者も其中は包含せり故に又等は都て初学の  
全科を遂げ得たる者と思考す可らざるあり又た紐育  
府に於る全年の状況を案するに總人口九十四万二千二百

四十二人の中讀書の教育なき者六万二千二百三十八人あ  
りとして其者を追たる者の如し而して之を検別するに  
同年同府に於て罪科を犯せる者此等文旨の鄙俚中又在て  
は二十七人の子けり幾人と一人の比例として彼の初学の科  
程を履みたる徒の罪犯割合を比すれば實に九倍に近しと  
云ふ且つ又た紐育府に於ける各区内の实况を案するに凡  
そ罪科を犯すの最も夥多ある区に於ては無學あるもの密  
に多きは居るものと掩ふ可らざる事實あり即ち之れを戸籍  
表に徴するにフアイウポイント街及び府下有各ある監獄  
敷所を管轄する第六区に於ては区内總人口四千九百六十

一人の内五分の一は皆全く眼一丁字なき徒のみありと云ふ以上は米國の統計學者某萬國囚獄公會に提出せる調査に係る存~~今~~之れを他諸邦の統計と對照するに皇あらむと雖とし之れより由て推すも教育の不完全は罪犯の主因たる~~亦~~た疑ふ可らば故に幼者を教育するは防惡の至要なるて教育は一大進歩を興ふるは實に罪犯を減少するの最上法と云ふて可なり

教育の罪囚を感化するに必要ある所以は既に前章に述べた如くは諸者は推して以て罪犯を未だ~~未~~制遏するの~~未~~計も~~未~~講~~未~~た~~未~~る~~未~~たらん~~未~~と~~未~~雖~~未~~とし~~未~~今~~未~~又~~未~~た~~未~~あ~~未~~る~~未~~は~~未~~教育は犯罪防遏

石河

如何ある價値を有するやを詳述すべし夫れ艱苦は人の僻けん~~亦~~とを冀ひ~~般~~樂は人の得ん~~亦~~とを欲する所あり人誰れ~~亦~~の~~亦~~藝~~亦~~美~~亦~~糧~~亦~~食を甘志とし太宰の滋味を厭ふ若~~亦~~あらんや金屋玉堂に居るを快しとせに荆~~亦~~棘~~亦~~蓬~~亦~~茨に居る~~亦~~亦~~亦~~を~~亦~~欲する者~~亦~~何~~亦~~らんや~~亦~~徳~~亦~~情~~亦~~は~~亦~~実~~亦~~に~~亦~~人の~~亦~~賦~~亦~~性~~亦~~あり~~亦~~又~~亦~~性~~亦~~あり~~亦~~為~~亦~~め~~亦~~幾~~亦~~多~~亦~~の~~亦~~罪~~亦~~は~~亦~~犯~~亦~~され~~亦~~たり~~亦~~然~~亦~~れ~~亦~~と~~亦~~も~~亦~~亦~~亦~~た~~亦~~亦~~亦~~れ~~亦~~ある~~亦~~が~~亦~~為~~亦~~め~~亦~~社~~亦~~會~~亦~~の~~亦~~進~~亦~~歩~~亦~~は~~亦~~暖~~亦~~こ~~亦~~然~~亦~~として~~亦~~一日~~亦~~七~~亦~~息~~亦~~ま~~亦~~さ~~亦~~る~~亦~~あり~~亦~~徳~~亦~~情~~亦~~一~~亦~~概~~亦~~に~~亦~~有~~亦~~害~~亦~~あり~~亦~~と~~亦~~考~~亦~~は~~亦~~可~~亦~~ら~~亦~~ざる~~亦~~のみ~~亦~~あら~~亦~~ば~~亦~~名~~亦~~し~~亦~~之~~亦~~れ~~亦~~を~~亦~~韋~~亦~~する~~亦~~亦~~亦~~と~~亦~~を~~亦~~勉~~亦~~め~~亦~~す~~亦~~る~~亦~~可~~亦~~ら~~亦~~ば~~亦~~只~~亦~~た~~亦~~之~~亦~~れ~~亦~~を~~亦~~達~~亦~~は~~亦~~る~~亦~~に~~亦~~法~~亦~~あり~~亦~~首~~亦~~あり~~亦~~若~~亦~~し~~亦~~も~~亦~~於~~亦~~可~~亦~~ら~~亦~~ざる~~亦~~あり~~亦~~今~~亦~~夫~~亦~~れ~~亦~~感~~亦~~暑~~亦~~至~~亦~~寒~~亦~~を~~亦~~厭~~亦~~は~~亦~~ば~~亦~~田~~亦~~野~~亦~~に~~亦~~拮~~亦~~据~~亦~~し~~亦~~終

此の如くは、教育の罪囚を感化するに必要ある所以は既に前章に述べた如くは諸者は推して以て罪犯を未だ未制遏するの未計も未講たらんたと雖とし今又たあるは教育は犯罪防遏の最上法と云ふて可なり

歳管たる七其の得る所は僅かに口を糊するに過ぎざる  
の野人と<sup>多量な幸福を費す</sup>能く食出るに金馬あり  
入るに憂喜あるの貴公公子とを比すれば其<sup>徳情</sup>を<sup>達</sup>する  
の度や実<sup>は</sup>天壤<sup>を</sup>隔らすものあり卒然野人をしてこれ  
を考へ<sup>よ</sup>まれば<sup>聖</sup>其甚た<sup>解</sup>すへからざる<sup>事</sup>にして或は他人  
の財産を<sup>押</sup>奪し一朝貴公公子を<sup>世</sup>はんとするの念を起す  
ものあらん<sup>や</sup>れと<sup>も</sup>現今の如く人類の地位の別あり其貧  
富は差ある者は決して偶然<sup>に</sup>あらざり<sup>即</sup>ち彼の<sup>腹</sup>表<sup>飽</sup>食<sup>味</sup>  
樂<sup>を</sup>安んずる者は<sup>憂</sup>を<sup>為</sup>す所なくして<sup>其</sup>福祉<sup>を</sup>占むる者  
の如く<sup>あり</sup>と<sup>雖</sup>と<sup>も</sup>決して<sup>天</sup>法<sup>に</sup>如<sup>斯</sup>の<sup>不</sup>公平<sup>ある</sup>を許

不測十

さば其貧富の隔絶する所以其地位の殊異ある所以は其勤勞  
~~同~~しからざるに由らす人は必ずや處世の手段に巧拙の  
別あるに由らす人は必ず<sup>あり</sup>て其の所謂ゆる勤勞  
ある者は<sup>尊</sup>り<sup>の</sup>位<sup>を</sup>占するの<sup>力</sup>作<sup>を</sup>のみ<sup>云</sup>ふ<sup>は</sup>あら<sup>ざ</sup>り<sup>つ</sup>  
神止の<sup>勤</sup>勞<sup>に</sup>合<sup>當</sup>する<sup>なり</sup>又<sup>之</sup>れ<sup>を</sup>用<sup>ゆる</sup>は<sup>必</sup>ず<sup>は</sup>し<sup>も</sup>  
現在のみを<sup>言</sup>ふ<sup>は</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>ば</sup>過<sup>去</sup>を<sup>も</sup>佳<sup>せ</sup>て<sup>言</sup>ふ<sup>は</sup>なり<sup>即</sup>ち<sup>貴</sup>  
介<sup>紳</sup>の<sup>目</sup>下<sup>臺</sup>に<sup>當</sup>る<sup>所</sup>なくして<sup>安</sup>逸<sup>に</sup>居<sup>る</sup>者<sup>の</sup>如<sup>き</sup>  
其の然る所以を<sup>釋</sup>ぬ<sup>べ</sup>は<sup>多</sup>年<sup>其</sup>の<sup>智</sup>識<sup>を</sup>練<sup>磨</sup>老<sup>たる</sup>の<sup>結</sup>  
果<sup>に</sup>あら<sup>む</sup>ん<sup>ば</sup>其<sup>の</sup>父<sup>祖</sup>の<sup>勤</sup>勞<sup>の</sup>餘<sup>澤</sup>に<sup>由</sup>り<sup>す</sup>ん<sup>ば</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>ば</sup>  
故<sup>に</sup>安<sup>逸</sup>は<sup>必</sup>らず<sup>し</sup>も<sup>勤</sup>勞<sup>の</sup>結<sup>果</sup>たり<sup>す</sup>ん<sup>ば</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>ば</sup>

此のよも亦  
九国より勤  
勞たる者  
現在に屬す  
或は其れを  
以て其れを  
以て其れを  
以て其れを

其の勤勞の  
結果たる  
故に安逸は



且つ夫れ福社を占領するは手段の巧拙ある亦た富貴  
職の別を生ずる所あり希くも用ゆる所の手段として巧  
妙なれば多き勞を以て巨大の福祉を領するを得へし即  
夫の野人の勞して其の結果の善あらざる如き貴紳の勞せ  
以て多きの快樂を得る如き一は其の用ゆる所の手  
段の巧拙又由るのみ何をか手段を用ゆるは拙ある者と云  
ふ手社會の擴充を蒙るの手段を用ゆる者を云ふあり何  
をその用ゆるは巧ある者と云ふ手社會の繁榮はこれ  
用ゆるを許すのみあらば又これを重んじしを賛揚し  
止まずる者を云ふあり即ち信用の如き名譽の如き皆其  
即

石河

世に信用あり  
人々の社會  
は通念を以て  
段を以て世に  
處するの人は  
自らを明ら  
しむる世に  
法を以て世に  
世に處するの  
人ありは世に  
らるる

用ゆる所の手段は社會に適合しなるとの証あり去れは徳  
情を充たすは巧拙ある手段を用ゆるは巨大の快樂を得る  
のみありは人其の熱情を満足したるを嘉賞して措かば出  
小は反して用ゆる所の手段拙なれば是は是は熱情を充たす  
能はざるのみあり人これを諷刺して止まざるあり要す  
るは人の善なり悪なるは其の用ゆる所の手段如何に在る  
のみありは人生倫理の大本と云ふ者も學者種々の説を立て  
強て困難高尚の事と云ふはと雖も是は只た熱情を満足するの  
法を云ふは是は其の法術とは社會の公論を背馳  
せば是れ同時は多量の福祉を占領するは外ならざるあり

而して如何せば善く如斯き善良の手段を得べきや蓋し其  
の関する所善人の<sup>善</sup>徳如何なる由るものと其は之れを知識  
の<sup>善</sup>徳を<sup>善</sup>求むるの外ある可らざるなり<sup>即ち</sup>徳と教  
育とは<sup>善</sup>あり、<sup>善</sup>於て<sup>善</sup>一致し<sup>善</sup>彼の<sup>善</sup>人か<sup>善</sup>勸<sup>善</sup>もす<sup>善</sup>れ  
ば云ふ如く<sup>善</sup>處生の<sup>善</sup>術を知る者<sup>善</sup>知識<sup>善</sup>ある者<sup>善</sup>之れありと云  
ふか如き<sup>善</sup>ありと<sup>善</sup>あらば蓋し<sup>善</sup>其<sup>善</sup>輩は<sup>善</sup>知識と<sup>善</sup>學問とを<sup>善</sup>混するも  
の<sup>善</sup>よして<sup>善</sup>學問は<sup>善</sup>知識ありと<sup>善</sup>虽とも<sup>善</sup>知識<sup>善</sup>必らば<sup>善</sup>し<sup>善</sup>も<sup>善</sup>學問<sup>善</sup>は  
あらざる<sup>善</sup>ありと<sup>善</sup>を<sup>善</sup>知らざる者<sup>善</sup>あり乃ち<sup>善</sup>其<sup>善</sup>輩か<sup>善</sup>言ふか<sup>善</sup>如<sup>善</sup>之<sup>善</sup>立  
<sup>善</sup>處するの<sup>善</sup>方術<sup>善</sup>を知りたる者<sup>善</sup>は<sup>善</sup>是<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>取りも<sup>善</sup>直<sup>善</sup>す<sup>善</sup>ば<sup>善</sup>知識<sup>善</sup>あり  
者<sup>善</sup>と云ふて<sup>善</sup>可<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>豈<sup>善</sup>に<sup>善</sup>知識<sup>善</sup>あるとして<sup>善</sup>巧<sup>善</sup>み<sup>善</sup>も<sup>善</sup>立<sup>善</sup>も<sup>善</sup>處<sup>善</sup>する

不問

此の如くは、知識と學問とを混するは、  
善くは、知識は、學問の一種なり、  
然るに、學問は、知識の範圍を越え、  
實踐の工夫を含む、故に、  
知識と學問とを混するは、  
學問の本質を失ふことなり、

あるを得んや故に凡そ世の道徳を上進せんとせば必ず  
や其の<sup>善</sup>知識<sup>善</sup>を開<sup>善</sup>発して<sup>善</sup>世<sup>善</sup>に<sup>善</sup>處<sup>善</sup>するの<sup>善</sup>要<sup>善</sup>を<sup>善</sup>知<sup>善</sup>ら<sup>善</sup>め<sup>善</sup>さ<sup>善</sup>る<sup>善</sup>可<sup>善</sup>  
ら<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>由<sup>善</sup>て<sup>善</sup>之<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>を<sup>善</sup>見<sup>善</sup>れば<sup>善</sup>徳<sup>善</sup>情<sup>善</sup>素<sup>善</sup>より<sup>善</sup>満<sup>善</sup>足<sup>善</sup>す<sup>善</sup>べ<sup>善</sup>し<sup>善</sup>決<sup>善</sup>して<sup>善</sup>道<sup>善</sup>徳<sup>善</sup>  
に<sup>善</sup>背<sup>善</sup>馳<sup>善</sup>せ<sup>善</sup>ざる<sup>善</sup>なり<sup>善</sup>然<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>ども<sup>善</sup>其<sup>善</sup>の<sup>善</sup>手<sup>善</sup>段<sup>善</sup>亦<sup>善</sup>た<sup>善</sup>決<sup>善</sup>て<sup>善</sup>謀<sup>善</sup>る<sup>善</sup>可<sup>善</sup>  
する<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>夫<sup>善</sup>の<sup>善</sup>強<sup>善</sup>竊<sup>善</sup>盜<sup>善</sup>其<sup>善</sup>他<sup>善</sup>の<sup>善</sup>也<sup>善</sup>漢<sup>善</sup>分<sup>善</sup>為<sup>善</sup>す<sup>善</sup>所<sup>善</sup>を<sup>善</sup>見<sup>善</sup>る<sup>善</sup>も<sup>善</sup>是<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>未  
だ<sup>善</sup>均<sup>善</sup>しく<sup>善</sup>其<sup>善</sup>の<sup>善</sup>徳<sup>善</sup>情<sup>善</sup>を<sup>善</sup>満<sup>善</sup>足<sup>善</sup>せ<sup>善</sup>んと<sup>善</sup>する<sup>善</sup>者<sup>善</sup>は<sup>善</sup>外<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>に<sup>善</sup>情<sup>善</sup>志<sup>善</sup>を  
於<sup>善</sup>て<sup>善</sup>は<sup>善</sup>尋<sup>善</sup>常<sup>善</sup>人<sup>善</sup>と<sup>善</sup>毫<sup>善</sup>も<sup>善</sup>異<sup>善</sup>ある<sup>善</sup>所<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>然<sup>善</sup>る<sup>善</sup>も<sup>善</sup>特<sup>善</sup>に<sup>善</sup>醜  
名<sup>善</sup>を<sup>善</sup>負<sup>善</sup>ふ<sup>善</sup>所以<sup>善</sup>の<sup>善</sup>者<sup>善</sup>は<sup>善</sup>其<sup>善</sup>用<sup>善</sup>ゆる<sup>善</sup>所<sup>善</sup>の<sup>善</sup>手<sup>善</sup>段<sup>善</sup>甚<sup>善</sup>だ<sup>善</sup>拙<sup>善</sup>劣<sup>善</sup>ある<sup>善</sup>り<sup>善</sup>故<sup>善</sup>の<sup>善</sup>み  
子<sup>善</sup>外<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>に<sup>善</sup>蓋<sup>善</sup>し<sup>善</sup>詐<sup>善</sup>偽<sup>善</sup>竊<sup>善</sup>盜<sup>善</sup>の<sup>善</sup>如<sup>善</sup>きは<sup>善</sup>社<sup>善</sup>會<sup>善</sup>の<sup>善</sup>公<sup>善</sup>論<sup>善</sup>甚<sup>善</sup>だ<sup>善</sup>之<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>を  
悪<sup>善</sup>み<sup>善</sup>決<sup>善</sup>して<sup>善</sup>容<sup>善</sup>さ<sup>善</sup>る<sup>善</sup>所<sup>善</sup>の<sup>善</sup>者<sup>善</sup>あり<sup>善</sup>而<sup>善</sup>して<sup>善</sup>彼<sup>善</sup>れ<sup>善</sup>其<sup>善</sup>の<sup>善</sup>悪<sup>善</sup>も<sup>善</sup>あ<sup>善</sup>き

徳者あり

手段に頼る故に醜名責罰を免る能はしして又た徳情をも  
産はる能はざるあり嗚呼社會の興衰豈に汝等若人の満足  
せんとはるの徳情を制し満足す可らばと考へ若人  
や只た其の手段の非あるを知らざるは其の甚しき公  
論に背馳する手段を用ゆる者何の視る所ありて彼れは依  
らばして之れに依るか正道は信用を棄ての去り信用は  
名譽を生むるの源なり信用と名譽とを隔る往々赤手よし  
て巨萬の財を得る者あり彼れ何ぞ其の手段の據らばして  
却て甚だ自家財を損失ある他計を據るや彼れは徳を  
悪むて醜名を好む者ありり彼れ他を責を没するあり福祉

右河

抑やあるを所計問に在る所の  
抑やあるを所計問に在る所の

スパンサー  
其著道  
徳進化論  
曰く教育

を併せ領有するの策を欲せざるか顧ふに非徒悪漢と雖とて  
汝等の得失を知らざる者なほらざるへし然れとも危道を  
踏むて期す可らざるを期せんとするに於ては處世の  
術を知らざる事即ち一歩に於り而して如斯き不正拙劣  
の手段を用ゐるに如斯き輕佻危險の方法に頼らば安全確実  
の妙計を得せしめんとするは其の知識を用棄するに若か  
ば知識開展すれば直徳即ち進歩せざるを得ざるあり是れ  
實に普遍教育の罪犯防遏に必要あり抑々教育  
の要は之れを簡言すれば想像力を伸張せし  
むる者あり而して想像力の伸張は處世の術に如何なる影

響を興ふる**或**先づ第一は想像力伸張する時、其の及ぶ所  
は唯た**二**現在の**一**の**二**限らば**一**未來の事よまで及び何  
事を為しむ**於**ても之れを**二**高量する**一**ときは只た目下  
の事とのみ問ふて止まざるべし例へば今衣食の事との  
就て云へば彼の**賤賤**の重族の如き其の想像力甚だ微弱な  
る者**二**在ては其の及ぶ所僅かに**一**現在の状態のみ限るを  
以て只た今日の計を立たのみして憂へ他日**饑餓**の至る  
事**一**を豫期するの明あり故に其の衣食に餘贏あるも尚  
ほ之れを後日**二**置置の慮あらば**一**之れを反して想像の力  
大なる**二**於ては將來の事豫め心裡に描くを得て歴然其の

實境に臨む所如き者あるが故に一時の**饑餓**を凌ぐも將來  
の計を為さざるときは自ら懷く不安の情を免れざるを以  
て寧ろ一時飲食を元方とするの快を缺くも**二**未來憂あきの  
優るを**一**選ひ目下の快を割る**二**將來の計を為しむる**一**は且  
つ**二**其他何種の苦樂と異とも斯の如き**一**感覺を有する者**二**於  
ては之れを決断するに當り**一**目前の事のみならず**二**將來の事  
も自然に心裡に變動す**一**を以て前後の苦樂を比較する事と  
又た随て制す可らば**二**於て若し今日の快樂は他日の痛  
苦を求むる所以なる事とを豫想せば遂に一時の快樂の爲  
め他日**二**難苦を醸成可らざるを覺悟すへし**一**如**二**女々將來の想

只るを断れ

像を下迄の巧拙より其人の幸不幸判れ其徳不徳又た判  
る即ち一偏不偏洗ふか如き者教三として巨萬の産を成す  
は間い世尚見る所おして或は僕僕と由る者あきまあらさ  
るも多きは其の節候正直信用等要にるは先見顧慮の美德  
又由らざるは又更らよ又た先見謹識の例を引証するあ  
らば夫の有名ある政治家は今日の形勢を以て早や之數十  
年の政界を定め彼の著名なる理学者は地球に在りて数  
百萬里外の事を知り数百万年の未来を測度するはあらば  
由見之世の道德ある人と呼び處を妙を得たる人と  
稱せらる、若も要するは今日に在て他日を先見し目下の

石洞十

事を以て他日の事を誤らば往あるは四り巧みよ之れを施す  
は依らざるはあきまり本論候する所の匪徒の如き其の教  
育を要する所以は其の先見顧慮は之れを為す處を誤  
るは由らば人ばありは例へば窃盗の如き他の財産を押領  
せんと欲するの意を尋ぬれば主れは由て快樂を得ん  
為め其の固により其等の場合に在るは先見の動作あり  
とせば即ち快樂を將來に期する念慮は此れ想像の力然ら  
しむる所ありと雖も其の想像の力は甚た微弱し  
て之れより生じる所の不幸艱苦の甚た大あるは想像し  
及ばば即ち之れより由て刑罰の身及ふを想像せば之れを

故の夫の

一時適る、も到底之れを遂ぐる能はざるも考へ及はば之れに依て其の名譽を損し其の専擧を満壺に轉し而して到底其の奪領したる瓊少の財産も快樂を得る能はけるも想像し到らば又たたとひ想像の之れに到るありとにても其力は甚だ微弱にして其の腦裏に未す所の感量は目下占領すると云ふ所の快樂を感算する如之は明かあらばあを以て正実の感想は邪惡の感想を壓はるゝと云ふ遂に不正の進路に向て進んで到るあり果して然らば此等の匪徒をして匪業を遂げ止めさりんと欲せば想像力を啓発する所と最も急なりと云ふべし然りと虽とも心算育の

罪犯を防制するは尚ほ二條の要点あり即ち其一ハ心算育を遂ぐるに隨つて心算の習慣起り慢り外物に誘惑せらるゝの弊なきに至るべし是れ未だ心算を用ゆるの習慣なき者は一物を見一事に觸るゝ毎に只た其物に誘はれて漠然方向を決はるべしと云ふ例すれば人の饒資優裕安んじるを見ては之を羨やむの情は堪へば直ちに之れを得んと欲し意を傾けて其一点に注意し其れを得るの手段を考案し及ばば之れを羨やみ之れを欲はるの情執して、不知不識の向に非業を為し遂に及ぶべきの悔を招くに至る是れ大抵罪惡を醸はる原因にして心算の習慣なき

の致に所あり而るは余若し心意の作用活発にして想像の  
及ふと云ふ遠き場合も於ては徳情の心動と左時より之れ  
を得るの手段も考及し瞬間と事とも行為の直非も何其の  
將來未だ所の結果如何を審定するのみあらば之れ又た席に  
習慣となり漫りも外物の為めは蓋はれ事を断絶決は  
るの弊ありきに至るべし此先づ心智の開発も由て期以へ  
きの結果ありと以て而て高ほ其一は智力の發展にるも徑ひ  
肉体上の快樂次第も減却し精神上の快樂を求むるに至る  
是れ又た大に罪犯を防制にるの原由あり即ち心の開展  
するも徑ひ想像力の作用增長にるも於ては敢て他も快樂

又此等も致に發

石河

を求むる出とを要せし其自家に神の働きも由て自ら樂む  
出とを得へし例へば吾人を圍繞にるの諸靈愛も就て自ら  
之れを研究し其の真解を得たるときのみ如き又た他人の説  
話を聞て自ら之を心に徴し其然るを考ふる時の如き又た  
讀書も由て塵襟を一掃する如き何人も於て極めて爽  
快の情を來治者として如斯く神の快樂は實に人間の至樂  
と云ふ可き者あり而して斯く快樂一方のみ生にるも於ては  
飲食遊戯の如き劣等の情徳は自ら他方より薄らぐは必加の  
弊にして於是人間の品位は大に上進し能く富貴を免かれ  
て優裕の域より牛馬の如く驅役せらるゝを受かれて用

報  
A  
其の將來文

〇〇〇

通達する  
方算の社会  
情好尚を同  
し七々ふふ至  
り随つて之  
れと交り之  
れと通する  
を映しとて  
更らる一段  
高なるは  
習を抱き直  
搖り上流社  
会に搖る  
同搖る搖る  
へい例へば  
有るべき  
士の備談  
の席より

逸の樂を得へし愚蒙愚默と齊しきを更かれて知識を聞ら  
き品行を高きすへし昇屈して人より行子を更かれ自立し  
人の尊敬を拒へし蓋し百の罪犯其原因多しと雖とも堅  
はるは肉俸上の快樂を満足せんとはるより出てさるは  
し即ち竊盜犯の如き皆然り而して心神上の快樂を缺  
か為め尚ほ他は罪犯を醸成はるあり凡そ十人は無脚  
窮乏は之れを慰はるは肉俸上の快樂を買ふの外他は  
術なきを以て為めは酒色賭博等不良の游戲を求むるに至  
る者あり又た其常は交通はるの境界甚だ醜惡なるより逐  
じ化せられて犯罪を奪はる事とあり而して之れ又た其の

石河

次没命端  
の臨むる如  
きい皆  
此等の人の  
の為の  
らさ  
種交際の新  
社会より  
其の交際を  
し所斯の如  
く優等なる  
於ては自然  
其の智識  
道徳を  
成まら  
人の地位は第  
二上進  
金月を  
人の高松の  
如く果

精神の發展せざるは由りさるは蓋し人の相交際する  
や富貴地位より由り別なき能はは故に實際は於て貧人  
は富人の列に相違はる事とを得ざるの情実なきはあらは  
と雖とも心神として發展し能く昇屈の域を脱して高尚の  
地に進むは於ては必らずしも優等なる交際を得難しとせ  
は蓋し如斯く心神の作用を棄して高尚の域に入るときは  
其徑未交際せる班列とは自ら感情嗜好を異にし遂に之れ  
と交はり三れと通はるを快しとせは更なる高尚の聲望を拘  
き直接は上流社會に接せざるまでも間接に交際するに至  
るへし即ち例にれば有名なる學士の講談の席より列し演説

如く果



會場は賭ちの如き等は皆去る是れ其等の人の為めと聞らま  
たる一種新交際の社會として其境界如斯く優等なるに於  
ては自ら其の知識道徳の薰化を補助し又た其の罪惡を防  
制するは自然の勢あり而して以上は皆知識教育の關す  
る所ありとほれば余の教育を以て至善の防惡法と為らば  
亦た宜ちらばや 五ヶ分  
普通教育の罪犯を防制する事と如斯く夫れ有效あらん  
は之れを奨励し之れを降感せらるゝむるは實に國家主宰の  
任に當る者の務ありと云ふへし而して大概各國政府の所  
為を見る。或は之れを忽視するあり或は忽視せざるも寧

ろ刑罰を急よして教育を後よするも如き者あるは何ぞや  
蓋し刑罰の經費は少よして教育の經費は大なる故なり  
試みよ年表を展て各國政府が周歲犯罪豫防君之に  
を處措するの費として果して幾百萬圓を支出するやを看  
よ曰く司法曰く警察曰く監獄と其經費幾千百萬政費の大  
部は擧げて罪犯を處措するの用を供せざるは不可なり而して  
教育の經費は實に政費の十か一に當らざるは其の如き也  
地は強盜ありと云へば警察費頗る萬千と云ふ獄獄は股盜  
人ありと報告にれば獄費一朝鉅萬に達して社會に無  
父の不幸人ありと報ずると敢て之を意に介はる者あり如

其

新きは抑々事理の順序あり蓋し知らば教育を節するの  
経費は犯罪を處措するの経費を要する者あり事を企て  
教育に僅し幾萬を費せば足る者を之れを節するを為め  
無慮數百萬を刑費を増すとを知らざる也嗚呼小費を以  
て罪犯を未だ防かばして巨費を以て罪犯を既矣防か  
んと其輩不幸便不便豈に事か難はるを煩た人や然れと  
も是れ只た不幸不便あるのみあらば實は社會を對して  
不正の處措ありと曰はざるを得ざるあり蓋し犯罪は業  
已に不正の行為あり然るを况人や更らば良民を誣はる  
之れを處するの経費を以てするをや之れ豈に二重に不正

石河

を為は者ありあらば人々故に金は道學士ウ井クトル、コー  
ンと共に言はんとい我は囚獄に力を盡し教育に力を盡  
さざるを憂ふと蓋し昌激の言を好むは非るあり  
罪犯を防禦するは實は政府の責あり之れを便宜の方法を  
設くるも亦た政府の任なりと雖も一般人民も同一く罪  
悪を剿絶するの責を任せざる可らざるを知矣蓋し法律の  
主たる人民をして權利と自由を保持せしむるの保証は  
外ならず者其律令に背戾するは殆も自由保護の  
面目を汚すは罪あり故に罪人は詭計暴動を以て社會の  
安寧を侵すの累虐人にして實は社會の讎敵あり以て法令

4  
心

を犯すを防遏すると犯人を法に處するとは苟くも國國  
 州は伍を為以人民各自の義務にして決りて自ら之に  
 以と云ふ事を得て之を為す事とを諱はる者は即  
 ち自ら社辱を反きて罪惡を犯して異あらば羅馬の名士志  
 七口曰く惡を為以を見自ら度りて之に抵抗し得べきの隆  
 事者り高直之を避くる者は其惡を為以者と衆相等し之定  
 又朋友親子國家を棄る者ありと眞に愛國者の言は肯ん  
 と云ふへし蓋し國國國州の人衆をして果して斯き誠心  
 を以て帝に罪惡を以絶する事とは怠らす人は所謂世の罪  
 惡の多分は此篤實誠心の網羅外に墜る事と概は以て是に

此は

五

